

特定非営利活動法人
女性と子の未来
通信 NO.3

2021.3.1 発行

- ① アンの家：〒025-0062 花巻市上小舟渡 272-1.8号
開館日時：月曜～日曜 10時～16時（年末年始・お盆・祝日は休み）
電話相談 0198-41-3310
メール相談：soudan@jyoseitokonomirai.org
- ② よつば保育園 〒025-0002 花巻市西宮野目 7-171-2
電話：0198-29-6620 メール：hoiku@yotsuba.jp.net
開園日時：月曜～土曜 7時半～19時半



寄付の贈呈

女性と子の未来は、“ご寄付を頂きました！”

この度、三菱UFJ銀行様より、50万円の“ご寄付贈呈目録”を頂戴しました！ご寄付を生かして、①小学生の”学びと遊びの場”（お兄さん・お姉さん先生のほか、地域のおじさん・おばさんと手造り工作など”の縦の世代間での学びあい）の事業検討及び、②よつば保育園の園庭に、保育士のご要望の、「砂場」を創ることに活用を予定しています！有難うございます！



*砂場は、子どもたちの想像を幾らでも膨らませてくれますね！山や川を造ったり、水を流しても面白い！

*よつばっ子は、お散歩大好き！特に電車も好き・お花も好き！アクティブに動き回る元気な子どもたち！お砂場では、何を造って遊ぶのかな？”ミニ・芸術家を想像しています(^_^♪ 有難うございました！！



※イメージです

ペンリレー④

脱・孤育て（４） ～ひとりじゃないよ～

子育てアドバイザー 佐藤 敦士氏



人は違っていて当たり前で、人と人を比較することはできないはず。我が子であっても、自分とは別の人格を持つひとりの人間であり、自分の思い通りにしようと思えることはおこがましいこと。しかし、子育ては「他の子と違う」、「言うことをきかない」と悩み、育児本やネットで調べては、「その通りにいかない」と悩みがちです。しかも、その悩みをひとりで背負ってしまいます。身も蓋もない言い方をすれば、“子育ては悩んで当たり前”。それは我が子のことを真剣に考えている証です。そして、“子育てには決まった型紙もありません”。

大切なのは「子どもをどうするか」ではなく、悩みや思いを「共有できる大人（夫婦・地域・電話相談等）がいるかどうか」です。ひとりで悩む「孤育て」をしている方がいらっしゃいましたら、お近くの「子育て支援センター」等で、親身にご相談を受けておりますよ。同じ思いでいる人が集まる場所で、“女子会トーク”をしませんか？

男性の“読み聞かせグループ”参加者募集中！

【連絡先】 TEL；090-5596-1752

メールアドレス；21kyoushin@gmail.com

コロナは、何をもたらしたのか！？ 特集号

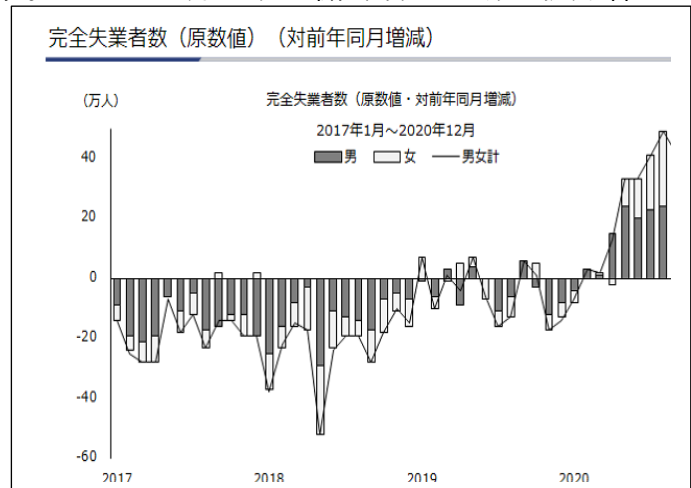
コロナの話題の前に、子育て新情報をお届けしましょう。来春から、「**子育て安心プラン**」が始まります。

国は、保育の受け皿、14万人分を整備し、待機児解消を目指しています。また、**男性に育児休業の取得を促すため、育児介護休業法の改正も検討されています**。国会で通過されれば、男性産休は、早ければ、2022年10月頃の実現とのこと。子の父と母の共育てが実現すれば、出生児の増加に繋がるかも???



コロナと失業保険

2020年に入って、**コロナ禍での失業は増大**しています。パートや非正規で働く弱い立場の就労者が直撃されています。しかし、新型コロナウイルスの影響で失業してしまった、離職せざるを得なくなった……そんな時、雇用保険に加入している人が失業した場合、再就職するまでの支援として「失業手当」の受給が得られるか、確認してみましょう。



コロナ禍で進行の完全失業率 男女の実態

非正規で働く女性は56%、男性は20%と、不安定雇用は圧倒的に女性に多く、その比率は、男性の2.8倍以上です。コロナ禍で、経営が厳しくなっていく時に、家計の脇役と見られやすい女性は雇用調整で、失職につながりやすい実情とされています。

生活困窮と生活保護の扶養照会が壁！？ 厚労省見直し

コロナ禍で職を失った方、店舗経営が厳しく閉店になった自営業者、事業が振るわず倒産など、ステイホームは感染防止で必要不可欠であるものの、結果、失業・倒産などで暮らしの破綻に追い込まれている方が見られます。コロナ禍で経済が失速し、暮らしが成り立たない時、最後の拠り所が“健康で文化的な最低限度の生活が保証される”という生活保護制度だが、“最後の拠り所の生活保護”による救済が機能していないのではないかと報道に接します。



扶養照会で、申請の前に足止めを受けているとの報道です。こうした事態を改善すべく、政府は扶養照会を見直し「20年間親族と音信不通の場合は扶養照会を行わない」とする現在の基準を「10年程度」に短縮すること、また、親族が**DVや虐待の加害者だった場合、扶養照会**はしないようにとの改善が行われました。

世帯主に配布の給付金10万円 DVで別居の母子、受取可能に！

昨年行われた**10万円の給付金**では、住民票と異なる場所で暮らす・DVで別居の女性へ、支給が行われました。自治体の窓口で貰う「申出書」の「申し出情報」で、直接、母に支払いが行われました。

花巻市委託事業

♀女性弁護士相談（要予約）**無料**です。3月9日

（原則 毎月第2火曜日）13時30分—15時30分

*ご予約は、2週間前からお電話にて承ります。

アンの家 Anne's ハウス 電話：0198-41-3310



「女性なんでも相談」は、祝日を除く月曜から日曜日の毎日、10～16時まで行っております。（予約不要）